

Title	日本と韓国における既婚女性の就業を規定する要因
Sub Title	Determinants of Married Women's Employment in Japan and Korea
Author	裴, 智恵(Bae, Jihey)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2008
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.66 (2008.) ,p.1- 11
JaLC DOI	
Abstract	<p>The purpose of this study is to investigate the determinants of married women's employment in Japan and Korea by using the Social Stratification and Social Mobility Survey (SSM) 2005 data obtained from Japan and Korea. Based on multinomial logit regression with unemployment as the reference category, we obtained the following results: (1)The "Douglas-Arisawa law" that states the greater the husband's income, the lower is the wife's probability of employment is partially supported in both Japan and Korea. (2)In both countries, having a child aged less than seven years limits the probability of employment for married women. (3)The years of education attained by married women have a significant effect on their probability of employment in Korea but not in Japan. In Korea, the greater the number of years spent by a married woman on education, the higher is her probability of being employed as a wage worker. On the other hand, the fewer the number of years spent on education by a married woman, the higher is her probability of being a self-employed worker. (4)In Japan, Married women whose parents were living with them had a higher probability being employed, but such a tendency was not observed in Korea.</p>
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000066-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日本と韓国における既婚女性の就業を規定する要因

Determinants of Married Women's Employment in Japan and Korea

裴 智 恵*

Bae Jihey

The purpose of this study is to investigate the determinants of married women's employment in Japan and Korea by using the Social Stratification and Social Mobility Survey (SSM) 2005 data obtained from Japan and Korea.

Based on multinomial logit regression with unemployment as the reference category, we obtained the following results: (1) The "Douglas-Arisawa law" that states the greater the husband's income, the lower is the wife's probability of employment is partially supported in both Japan and Korea. (2) In both countries, having a child aged less than seven years limits the probability of employment for married women. (3) The years of education attained by married women have a significant effect on their probability of employment in Korea but not in Japan. In Korea, the greater the number of years spent by a married woman on education, the higher is her probability of being employed as a wage worker. On the other hand, the fewer the number of years spent on education by a married woman, the higher is her probability of being a self-employed worker. (4) In Japan, married women whose parents were living with them had a higher probability being employed, but such a tendency was not observed in Korea.

1. はじめに

日本と韓国において、国家主導の経済成長が追求されてきた過程で、女性には家事・育児などのケアに関する役割が、男性には稼ぎ手の役割が強く期待され、強固な性別役割分業体制が形成されたことは周知の事実である。このような社会・経済的な事情は、両国で観察されるM字型の年齢別女性労働力率に端的に示されている。もっとも、他の西欧先進諸国ではほとんどみることができないM字型就労がいまだに残っているものの、両国の女性、とくに、既婚女性の就業は増加し続けている。2004年現在、15歳から64歳までの有配偶女性の労働力率は、日本が60.2%、韓国が54.1%となっており、両国ともに50%を超えている(内閣府, 2006)。また、いずれの国においても、共働きを望んでいる夫婦の割合は、実際の共働きの比率をはるかに上回っている(韓国女性部, 2001; 財務総合政策研究所, 2000)。強固なものとしてきた日本と韓国の性別役割分業体制が崩れつつあることを示唆する現象であると言える。

* 慶應義塾大学大学院社会学研究科社会学専攻博士課程

こうした状況により、既婚女性の就業が各家族に及ぼす影響についての学問的な関心も高くなっている。多くの研究者が、共働き世帯における家族関係や家事・育児負担、近年盛んに議論されているワーク・ライフ・バランスなど、既婚女性の就業をめぐる様々な問題に取り組んでいる。こうして蓄積された研究成果は、政策的な提言に重要な資料を提供するという点でも意味を持つ。ただし、より有効な政策的提言のためには、既婚女性の就業によって各家庭が受ける影響のみではなく、どのような女性が、あるいはどのような男性の配偶者が、結婚後も就業しているかという問題を解明する必要がある。しかし、先行研究は、既婚女性の就業を規定する要因について、必ずしも一貫した結果を報告しているわけではない。それは、用いたデータの種類、サンプル数や対象者の年齢などの相違に起因すると思われる。したがって、本研究では、より広い範囲の年齢層が含まれている大規模なデータを用い、日本と韓国における既婚女性の就業を規定する要因を分析する。このような作業を通じて、「既婚女性の就業」という実態の側面から、日本と韓国の間には存在する共通点と類似点を明らかにし、両国の性別役割分業体制を比較検討することが、本研究の目的である。

2. 既婚女性の就業を説明する要因

一般に、既婚女性の就業は、労働需要側面に大きな影響を受ける男性とは異なり、労働供給側の要因により大きく影響される（キムジキョン・チョユヒョン、2001）。関連先行研究をみると、社会階層的な要因と家族背景的な要因が、労働供給側の要因として頻繁に用いられている。

まず、社会階層的な要因には、夫の収入に代表される家計の状況がある。妻の就業は、夫のそれと比べ、他の家族成員の収入に影響を受けやすいといわれている（キムジキョン・チョユヒョン、2001）。大多数の研究者は、他の家族成員の中でも、とくに、配偶者である夫の収入と妻の就業との関連に着目している。ところで、夫の収入が妻の就業に及ぼす影響は、国によって異なる傾向をみせる。Blossfeld と Drobnic (2001) の国際比較調査によると、それぞれの国の福祉レジームにおいて、「家族主義」の性格が強い国（たとえば、ドイツ、オランダ、ベルギー、イタリア、スペインなど）では、両者の間に負の相関があるのに対し、社会民主主義的性格を持つ北欧の国（たとえば、スウェーデンとデンマーク）では、正の相関がある。岩間 (2008a: 114) が指摘するように、日本の場合、性別役割分業が強固で、福祉政策においては家族主義的性格を持っているという点を考慮すると、夫の収入は妻の就労に負の影響を及ぼすと考えられる。日本では、夫の収入と妻の就労の間の負の関連は「ダグラス＝有澤の法則」¹⁾ 呼ばれており、それを裏づける研究結果が多い（岩間、2008a; 樋口、1995, 2001; 永瀬、1997 など）。しかし、パネル・データを用いた分析の一部は、「ダグラス＝有澤の法則」が成立しないという結果を報告している（小原、2001）。大規模な横断調査データを用いた分析結果の中にも、この法則を支持しないものがある（岩間、2008b）。妻の就労タイプ別に夫の収入を比較した真鍋 (2004) は、夫の収入が高いほど妻は就労しない傾向があり、「ダグラス＝有澤の法則」は崩れてはいないとしながら、夫が高収入の層では、妻の就労率がやや高い点から、この法則が崩れつつある可能性を指摘している。

韓国においても、夫の収入と既婚女性の就業についての分析結果は、非一貫的である。夫の収入と妻の就労の間に負の関連を報告する研究が多いが（キムジキョン・チョユヒョン、2001; ソビョンソン・イムチャンヨン、2001; ファンスキョン、2002 など）、夫の所得を含む世帯所得と出産後の女性の経済活動参加には、負の関連がないという結果もある（キムジキョン、2004）。日韓における非一貫的な研究結果は、使用するデータに起因するところが多いと考えられる。具体的には、横断調査のデータを使用

したか、それともパネル・データを使用したか、サンプルの規模や年齢はどのようなものか等により、分析結果は異なりうる。たとえば、岩間(2008a: 115~117)は、パネル・データを用いた先行研究では、比較的若い世代にサンプルが限られているため、家族の経済的地位の違いがより反映されやすいと考えられる再就職をした女性のデータが少なくなっており、階層差が過小評価される可能性があることを指摘している。また、サンプルの脱落によって分析対象に偏りが発生する可能性についても言及している。さらに、「ダグラス=有澤の法則」は、本来横断調査で導き出された法則であるという点から、その有効性を検討するためには、パネル・データではなく、横断調査のデータを用いるべきだとも主張する。韓国の場合も、前記の先行研究の多くは、パネル・データを用いているか、サンプル数の少ない調査データに基づいている。したがって、日韓における「ダグラス=有澤の法則」の有効性を検討するにあたって、ランダム・サンプリングによりながら、かつある程度のサンプル数が確保された全国規模の横断調査データを用いて検討することには、十分な意義があると思われる。

夫婦の学歴は、既婚女性の就業に影響を及ぼすもう一つの社会階層的要因である。教育経済学的理論によれば、男性にとっても女性にとっても、学歴は地位達成の手段であり、高い教育を受けることは、収入が高い職業に就く機会を高めるための投資である(木村, 1998: 32)。しかし、日本の先行研究では、高い学歴を持つ女性ほど専業主婦になりやすいという、教育経済学的理論と矛盾する結果が多い(木村, 1998; 原・肥和野, 1990)。同様の傾向は韓国でも確認できる(ソビョンソン・イムチャンヨン, 2001; シムキョンオク, 1984; Brinton et al., 1995; Lee and Hirata, 2001)。このような結果は、両国において、女性の高学歴が労働市場よりも「結婚市場」で大きな意味を持っていることを示唆している(脇坂, 1990; 矢野, 1995)。あるいは、両国の女性が、職業への準備ではなく、良い母親として子育てに必要とされる教養を身につけるため、高等教育機関に進学するからだという解釈もある(Brinton, 1993)。いずれにせよ、これらの結果は、学歴が既婚女性の就業を促す効果があるという西欧の状況(Blossfeld and Drobnic, 2001)と比べ、日本と韓国の特異な現象として捉えられてきた。しかし、数は少ないが、日韓ともに、妻の学歴と就業の関連が統計的に有意ではないという研究結果も確認できる(岩間, 2008a, 2008b; ヤンスンジュ, 1995)。さらに、韓国の場合は、両者で正の相関がみられたという結果(キムジキョン・チョユヒョン, 2001; ファンスキョン, 2002; イヒョンソン, 1996)も存在する。これらの研究をみると、「高学歴の女性であるほど、専業主婦になりやすい」という現象を、両国独特の現象として把握するには、一定の留保が必要ではないかと思われる。

家計の状況や夫婦の人的資本のような社会階層的要因以外に、夫婦の家族背景も、既婚女性の就業に影響を及ぼす要因である。とくに、幼い子どもの存在が既婚女性の就業に否定的な影響を及ぼすことは、日韓の先行研究において一貫して指摘されている(岩間, 2008a, 2008b; キムジキョン, 2004)。これとは逆に、親との同居が女性の就業に肯定的な影響を及ぼすということも、日韓でほぼ共通して報告されている(岩間, 2008a; イヒョンソン, 1996; ソンジミ・チャウンヨン, 2001; ファンスキョン, 2002)。このように一貫する結果をみる限り、子どもの存在や親との同居などの家族背景と関連する要因は、既婚女性の就業に影響を及ぼす要因として、検討が欠かせないものと言ってもよいだろう。

以上、日本と韓国で、既婚女性の就業に影響を及ぼす要因を、主に社会階層的要因と家族背景の要因を中心に検討してきた。家族背景の要因が既婚女性の就業に与える影響については、日本においても韓国においても、ほぼ一致する結果が得られているのに対し、社会階層的要因の影響についての研究結果は、非一貫的である。既に述べたように、その原因の一つとしては、先行研究で用いられたパネル・デー

タの持つ制約が考えられる。以下では、このような点を考慮し、横断調査のデータを用いて、両国の既婚女性の就業を規定する要因について分析する。

3. 方 法

① データ

使用するデータは、2005年社会階層と社会移動日本調査(The Social Stratification and Social Mobility Survey in Japan, 2005)と2005年社会階層と社会移動韓国調査(The Social Stratification and Social Mobility Survey in Korea, 2005)である。そのうち、有配偶であり、配偶者(妻)が60歳未満の男性サンプル(日本1,235人、韓国422人)が分析に使われた²⁾。

② 従属変数

従属変数は、男性が回答した妻の働き方(表1)である。しかし、韓国は非正規の割合が非常に少なく、この4つのカテゴリーをそのまま用いると推定結果が不安定になる可能性がある。そこで、本研究では、日韓比較を行った岩間(2008b)に従い、既婚女性の働き方を、①賃金労働者(正規+非正規)、②自営・家族従事者、③無職の3つのカテゴリーに分ける³⁾。

表1からもわかるように、日本と韓国では、既婚女性の働き方がかなり異なる。韓国では、自営業の割合が日本よりはるかに高い。韓国で自営業の割合が高いのは、既婚女性に限らない。有田(2008)によると、韓国は西欧諸国や、日本、台湾よりも自営業の比率が高い社会であり、自営業における日韓比較研究を行ったイスンリョル・チョイクァンシク(2007)でも、両国の自営業における比率の差は確認できる。次に、日本は、韓国よりパートタイマーを含む非正規職が多い。キムスンヨン(2005)は、こうした差をもたらす理由の一つを「主婦制度」の点から考察している。日本では、既婚女性にパートタイム労働を選択するように強制する一連の制度的なセット、すなわち、家族責任の担当者である男性配偶者と被扶養者である「主婦」という枠組みの中で、女性に賃金労働をさせる「主婦制度」が発達しているのに対し、韓国ではそのような制度が存在しないのだという。本研究では、主に供給側から既婚女性の働き方を規定する要因にアプローチするため、制度的な側面や需要側の要因については、直接の検討ができない。だが、既婚女性の働き方をより深く理解するためには、供給側の要因のみではなく、需要側の要因や、その国の制度的な要因も視野に入れる必要があるだろう。

表1 男性の回答からみた妻の働き方

(%)

	正 規 [☆]	非正規 ^{☆☆}	雇用主・自営・ 家族従業者 ^{☆☆☆}	無 職
日本 (n=1235)	20.2	28.9	12.4	38.5
韓国 (n=422)	12.1	6.9	25.8	55.2

☆ 正規は、日本：経営者、役員、常時雇用されている一般従業者

韓国：一般社員・従業員、公務員

☆☆ 非正規は、日本：臨時雇用・パート・アルバイト、派遣・契約・委託社員、内職

韓国：時間制、臨時・日雇職、契約・委託社員、用役勤労など

☆☆☆ 日本の場合、企業規模が小さい場合(30人以下)は、経営者・役員であっても、自営業扱いをする。
なお、韓国の場合は、30人を超える企業の雇用主・経営者のケースは、0であった。

③ 独立変数

本研究では、既婚女性の就業を規定する要因を明らかにするため、先行研究を基に、以下のような独立変数を用いる。

まず、社会階層的要因と既婚女性の就業との関連をみるため、代数変換した男性の収入（去年1年間の収入）と妻の学歴を用いる。妻の学歴は、最終学歴を卒業とみなし、それに対応する教育年数を算出した。次に、家族背景的な要因が既婚女性の就業に及ぼす影響をみるため、6歳以下の子どもの有無と親同居有無に関連する項目を用い、それぞれ6歳以下の子どもがいる場合、親と同居している場合が1であるダミー変数を作成した。

最後に、コントロール変数として、女性の年齢と女性の年齢²乗項を作成した。年齢²乗項を用いたのは、年齢の効果が非線形的である可能性を検討するためである（岩間, 2008a: 118）。分析に用いた変数の基本統計量は、表2にまとめて示す。

表2 分析に用いた変数の基本統計量

	日 本		韓 国	
	<i>M</i>	<i>SD</i>	<i>M</i>	<i>SD</i>
男性の収入（代数変換）	6.68	0.26	7.29	0.31
女性の教育年数	12.55	1.83	11.21	3.33
6歳以下の子ども有無	0.23	0.42	0.23	0.42
親同居有無	0.28	0.45	0.13	0.33
女性の年齢	44.77	9.59	42.38	9.34
女性の年齢 ² 乗	2096.63	838.07	1883.49	793.66

④ 分析方法

妻の就業有無を従属変数とする2項ロジスティック回帰分析を用い、日本と韓国において、どのような男性の妻が就業をしているかを明らかにする。その後、無職を基準カテゴリとする多項ロジスティック回帰分析を行い、雇用者と自営業を区別しながら、女性の就業率を推定する。

4. 結 果

表3は、妻の就業有無を従属変数とする2項ロジスティック回帰分析の結果である。

日本の場合は、妻の教育年数以外すべての変数が統計的に有意な結果を示している。夫の収入が低いほど、妻の就業確率が高まっており、「ダグラス＝有澤の法則」は成立していると言える。また、6歳以下の子どもの存在は、妻の就業に負の効果を持つ。逆に、親と同居することは、妻の就業確率を高めている。統制変数である妻の年齢と年齢の²乗項が統計的に有意であることから、妻の年齢が妻の就業に非線形の効果を持つことも確認できた。

韓国の結果をみると、統計的に有意な変数は、夫の収入と6歳以下の子どもだけである。夫の収入が低いことは、妻が働く確率を高めている。この結果から、韓国の場合にも、日本と同様に、「ダグラス＝有澤の法則」が成立していると言える。6歳以下の幼い子どもの存在によって、妻の就業確率が低くなる点、妻の教育年数が有意な効果を持たない点は、日本と同じである。しかし、日本では有意な効果を持っていた親との同居は、韓国の場合、統計的に有意ではない。ただし、オッズ比の大きさは、日本

表 3 妻の就業有無を従属変数とした 2 項ロジスティック回帰分析結果

	日 本	韓 国
夫の収入 (対数)	0.391***	0.469*
妻の教育年数	1.029 [†]	1.001 [†]
6 歳以下子どもダミー (あり=1)	0.318***	0.485*
親との同居ダミー (同居=1)	1.596**	1.617
妻の年齢	1.248**	1.150
妻の年齢 2 乗	0.997***	0.999
<i>n</i>	1235	420
-2LL	1555.946	545.003
χ^2	90.699***	32.192***
cox & snell	0.071	0.074
nagelkerk	0.096	0.099

[†] $p < .10$, * $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$.
 数値はオッズ比を示す。

表 4 (妻の) 働き方を従属変数とした多項ロジスティック回帰分析

	日 本		韓 国	
	賃 金 労働者	自 営 家族従事者	賃 金 労働者	自 営 家族従事者
夫の収入 (対数)	0.351***	0.562	0.564	0.390*
妻の教育年数	1.032	1.017	1.130 [†]	0.922 [†]
6 歳以下子どもダミー (あり=1)	0.309***	0.383*	0.329***	0.800
親との同居ダミー (同居=1)	1.458*	2.209***	1.725	1.462
妻の年齢	1.265**	1.312*	1.224	1.218
妻の年齢 2 乗	0.997***	0.997***	0.998	0.998
<i>n</i>	1235		422	
-2LL	2007.573		716.357	
χ^2	123.549***		67.409***	
cox & snell	0.095		0.148	
nagelkerk	0.111		0.171	

[†] $p < .10$, * $p < .05$, ** $p < .01$, *** $p < .001$.
 基準カテゴリーは、妻無職
 数値はオッズ比を示す。

とあまり変わらない。統制変数である年齢と年齢二乗項は、統計的に有意な効果を持たない。

では、単に妻の就労有無のみでなく、より細かく妻の働き方に着目した場合、社会階層的な要因及び家族背景的な要因と妻の就労との間には、どのような関連が見出せるだろうか。表 4 は、賃金労働者、自営・家族従事者、無職の 3 つに分けた妻の働き方を従属変数とし、表 3 で投入した独立変数として、多項ロジスティック回帰分析を行った結果である。

まず、日本の結果からみると、夫収入の低さは、妻が賃金労働者として働く確率を高めている。妻が自営業である場合においても、夫収入の影響の方向は同じであるが、統計的に有意ではない。すなわち、日本において、「ダグラス=有澤の法則」が支持されたのは、妻が賃金労働者として働く場合のみである。一方、妻の教育年数が統計的に有意な効果を持っていないことは、妻の就業有無を従属変数とした

表3と一貫した結果である。

6歳以下の子どもの存在は、妻の働き方に関係なく、妻の就業確率を低くしている。一方、親との同居は、賃金労働者としての妻の就業確率と自営業・家族従事者としての就業確率を高めている。このように、夫の収入効果以外の変数が持つ効果は、妻の就業有無のみで推定した結果と変わらない。統制変数として投入した妻の年齢や年齢の二乗項が有意な効果も、同様である。つまり、日本の場合は、諸変数の影響は、妻の働き方と関係なくほぼ同じである。

続いて、韓国の結果に目をむけると、夫の収入が持つ効果は、日本とは異なり、妻が自営業・家族従事者として働いている確率を低めている。妻の教育年数の効果は、10%水準ではあるものの、妻の働き方に有意な影響を及ぼしている。妻の教育年数が長いことは、妻が賃金労働者として働く確率を高めており、逆に、妻の教育年数が短いことは、妻が自営業・家族従事者として働く確率を高めている。このような教育年数の効果は、単純に、妻が働いているかいないかを従属変数とした場合にはみられなかったものであり、韓国においては、妻の学歴が、賃金労働者として働く場合と自営業・家族従事者として働く場合に、異なる意味を持っていることを示唆する。こうした妻の学歴効果は、日本の分析結果（表4）とも異なっている。

家族背景的な要因については、6歳以下の子どもの存在は、妻が賃金労働者として働くことを抑制しているが、自営業・家族従事者として働く確率には有意な効果をもたらしていない。日本とは異なり、親との同居有無、妻の年齢と年齢二乗の効果は、統計的に有意ではなかった。妻の働き方によって、夫の収入、妻の教育年数、6歳以下の子どもの存在が持つ効果に差異が認められたのも、日本とは異なる結果である。

5. 要約と結論

本研究では、既婚女性の就業が増加している今日の日本と韓国の状況に注目し、両国における既婚女性の就業を規定する要因を、主に社会階層的要因と家庭背景的な要因に焦点を当てて検討してきた。分析の結果と得られた知見をまとめると以下の通りである。

夫の収入と幼い子どもの存在が及ぼす影響は、日本と韓国で類似した傾向をみせた。夫の収入と妻の就業の間に負の相関があるという「ダグラス＝有澤の法則」は、部分的ではあるものの、日本でも韓国でも支持された。単純に妻の就業有無を従属変数とした分析結果では、いずれの国においても夫の収入と妻の就労の間には負の関連が認められ、「ダグラス＝有澤の法則」が成立している。しかし、妻の働き方を賃金労働者、自営業・家族従事者、無職の3つに分けて分析すると、夫の収入が及ぼす影響は妻の働き方によって異なることがわかった。すなわち、夫の収入が低いほど、日本の場合は賃金労働者として働く確率が、韓国の場合は自営業・家族従事者として働く確率が低下している。夫の収入を4つのカテゴリーに分けて妻の働き方とのクロス分析を行った結果でも、このような傾向が確認できた。日韓ともに、夫の収入が高い層で、妻が無職である割合は高くなっており、真鍋(2004)が指摘したような「夫の収入が高い層で妻の就労率が高い」傾向はみられなかった。よって、現時点では、日本と韓国において「ダグラス＝有澤の法則」が成立していないとは言い難いと判断される。

幼い子どもの存在が既婚女性の就業に及ぼす影響でも、両国で共通性がみられた。いずれの国においても、妻の就業有無を従属変数とした分析では、6歳以下の子どもの存在は、妻が就業する確率を低くする。妻の働き方を分けて分析した場合は、6歳以下の子どもの存在は、日本では働き方に関係なく、韓

国では賃金労働者として働くときにのみ、妻が働く確率は低くなっている。幼い子どもの存在が既婚女性の就業を抑制することは、両国の先行研究で一貫して指摘されてきた点である。岩間(2008b)は、こうした結果について、福祉政策において家族主義的性格を持ち、保育施設が未整備である両国の状況が反映されたものと解釈している。実際に、日本と韓国では、「育児」は、女性の就業あるいは、就業継続を阻害する主要因と言われている(韓国女性政策研究院, 2008; 内閣府, 2008)。にもかかわらず、保育サービス提供率は、いずれの国においても低い水準に止まっている⁴⁾。冒頭にも述べたように、日韓で共働きを望んでいる夫婦の割合が、そうではない割合及び実際の共働きの比率をはるかに上回っていること(韓国女性部, 2001; 財務総合政策研究所, 2000)を考えると、良質の保育施設の拡充は、既婚女性の就業に関して両国が直面している共通の問題であると言える。

本研究の分析結果からは、以下のようないくつかの相違点も析出された。

まず、妻の教育年数が及ぼす影響について、日本と韓国では異なる結果が得られた。日本では、妻の教育年数が妻の働き方に及ぼす影響は、統計的に有意ではない。韓国では、有意な影響を及ぼしており、妻の教育年数が長いほど賃金労働者として働く確率が高い傾向があると同時に、妻の教育年数が短いほど自営業・家族従事者として働く確率が高くなる傾向もみられる。これらは、女性の学歴と就業率の間に負の関連があると報告した先行研究とは異なっている。実際、日本の場合、妻の教育年数のオッズ比は、いずれも1より大きく、負の関連はみられない。しかし、統計的に有意ではないという点から、日本では、女性の学歴が労働市場で意味を持ち、その力を発揮しているとまでは解釈できない。他方、韓国では、妻の教育年数は、賃金労働者としての就業確率と、自営業・家族従事者としての就業確率に逆の効果を持っていた。これは、日本と比べ、韓国では高学歴の女性が結婚後「雇用者」として働く機会が開かれている可能性があるという岩間(2008b)の解釈を支持する結果である。同時に、韓国においては、威信がそれほど高くはないと思われる自営業が女性の低学歴と結びついている可能性も示唆される。すなわち、韓国では、妻の学歴が労働市場で持つ意味と力は、働き方の種類(ここでは、賃金労働者であるか、自営業主・家族従事者であるかという従業上の地位)によって、全く異なる方向で影響を及ぼしている可能性がある。

次いで、親との同居有無の効果についても、日韓で異なる傾向がみられる。日本では、親との同居が既婚女性の就業を促す傾向にある。他方、韓国では、そうした傾向は認められない。妻の就業有無を従属変数とした分析でも、妻の働き方を従属変数とした分析でも、結果は同様である。多くの先行研究では、親との同居が既婚女性の就業を促す効果を持つとされてきたことを考慮すると、韓国で親との同居の効果が統計的に有意でなかったのは、やや意外である。このような結果が得られた要因としては、同居する親の性別や健康状態などが考えられる。つまり、親が男性である場合よりは女性である場合の方が、家事・育児を分担する確率が高くなり、既婚女性の就業を促す効果があると思われる(ソンジミ・チャウンヨン, 2001)。また、健康状態が良くない親との同居は、むしろ、介護の負担が増え、既婚女性の就業を抑制する影響を及ぼすことが予想される。そこで、本研究では、同居する親の性別ダミー変数を作成し、再び分析を行ってみたが、結果は変わらなかった。同居する親の健康状態については関連する情報がないため、残念ながら、その効果を確認することはできなかった。ただし、たとえ再分析によって、先行研究と一致する結果が得られたとしても、親との同居と既婚女性の就業との関連は、より慎重に考察する必要がある。既存の研究では、親との同居により、既婚女性は、育児・家事の負担を親世代に移転し、安心して労働市場に参加ができる(ソンジミ・チャウンヨン, 2001: 99)という、肯定的な

側面が強調されてきた。その結果、高齢になって再び育児の負担を担うことになる祖父母（主に祖母）が、その状況からどのような影響を受けるかについては、あまり研究されていない⁵⁾。さらに、親との同居が既婚女性の就業を促しているという事態の裏には、保育施設の拡充、育児休暇や父性休暇といった制度的な支援など、既婚女性の就業を促すために社会が果たせなければならない責任が、高齢の祖父母に転嫁されているという現実があることも、留意しなければならない。

最後に、本研究の限界と今後の課題について述べておこう。本研究では、既婚女性の就業を説明する要因を、労働供給側の要因と関連する変数を中心に分析した。女性の就業は、男性の場合とは異なり、労働需要側より労働供給側の要因に影響されやすいという先行研究を考慮したからである。しかし、日本と韓国における妻の働き方の比較（表1）からわかるように、日韓の既婚女性の就業は、構造的に異なる側面を持っており、その背景には、両国における制度、あるいは労働需要のあり方の差異が存在する。したがって、今後は、労働供給の要因みではなく、労働需要の要因、さらには、労働市場とジェンダーをめぐる制度までも視野に入れた分析が必要であるだろう。

本研究では、男性の回答から既婚女性の就業を分析しているため、女性の過去のキャリアが、現在の働き方に対して持つ効果については、検討ができなかった。女性の職業キャリアが、結婚・出産後の就労や働き方に影響を及ぼしているという先行研究の指摘を考慮すると、女性のキャリアを考慮した分析は、このテーマと関連する後続研究で重要な課題になるだろう。

以上のような制約はあるものの、国際比較を念頭において企画・実施されたため、調査の時期や質問紙の構造などにおいて日本と韓国で一貫性が高い全国規模の調査データを用い、日本と韓国の既婚女性の就業について検討した点に、本研究の意味があると思われる。

今後も、既婚女性の就業のあり方を含め、両国における性別役割分業体制をより深く理解するため、こうした国際比較調査とそれを利用した研究の蓄積が期待される。

付 記：2005年社会階層と社会移動日本調査データと2005年社会階層と社会移動韓国調査データの使用にあたっては、2005年社会階層と社会移動調査研究会に許可を得た。

注

- 1) 「ダグラス＝有澤の法則」は、以下のような3つの法則によって構成されている（小尾，1980：22）。

〔第1法則〕家計に核構成員すなわち、家計の中核的収入稼得者（家計調査の世帯主に相当）があり、非核構成員（核以外の家計構成員）の入手可能な就業機会（賃金率と指定労働時間）を所与とするとき、核収入のより低い家計グループの非核構成員の有業率はより高い。

〔第2法則〕核収入を一定とするならば、非核構成員に提示された就業機会の好転は、非核有業率を上昇される。

〔第3法則〕核構成員にあたる青壮年層男子の有業率は、提示された就業機会の賃金率に対して不感応的である。

本研究では、中核的収入稼得者は夫、非核構成員は妻と解釈した上、夫の収入が低い場合に妻の就業確率が高くなるという、第1法則のみを扱う。

- 2) 女性のサンプルを利用しない理由は、2005年社会階層と社会移動韓国調査では、「ダグラス＝有澤の法則」を検証するために必要な配偶者の収入を尋ねる項目がないからである。また、妻の年齢が60歳未満の場合にサンプルを限定したのは、60歳以上の女性は定年退職のため、一律的に専業主婦なることが多いからである。
- 3) 自営業と家族従仕者を、別のカテゴリーに分けることも考えられるが（たとえば、三隅，2008）、本研究ではサンプル数を考慮し、一つのカテゴリーにした。本研究のように、自営と家族従仕者を一つのカテゴリーにす

る例としては、キムウヨン(2003)を参照。

- 4) 韓国の場合、0～5歳までの子どもの施設保育比率は34.9%（韓国女性政策研究院，2008），日本の場合，3歳未満児に対し保育サービスが提供されている割合は，20.8%（厚生労働省，2008）。
- 5) 最近，韓国メディアの一部では，孫の育児を頼まれた祖父母の大変さを扱っている。たとえば，「オー・マイ・ニュース」の2008年4月17日の記事には，仕事のため，義理の親に子どもを頼んだことがある市民記者が，自分の経験に基づき，祖父母にとって孫の育児がいかにも大変なことであるかを報告している。彼女は，祖父母の体力的な限界や，祖父母が余暇を楽しむ機会も少なくなるなどの問題点を挙げながら，「祖母に孫の育児を頼むのは，みえない暴力であり…無知の中でも最悪の無知である」と述べている。2008年5月10日の韓国文化放送のニュースは，「育児祖母は，死にそう」というタイトルで，高齢の祖母が孫の育児をみることで感じる体力の限界，大変さ，娘の罪悪感などについて報道した。いずれも，既婚女性の就業を支援するためには，祖父母が女性の代わりに孫の育児をしてくれることよりも，保育施設，育児制度などの社会的支援が必要であることを強調する。

参考文献

【日本語・英語文献】

- 有田 伸，2008，「韓国社会における職業移動と階層構造——自営業への/からの移動を中心に——」有田伸編『東アジアの階層ダイナミクス』2005年社会階層と社会移動調査報告書，109-132。
- Blossfeld, Hans-Peter and Sonja Drobnic eds., 2001, *Careers of Couples in Contemporary Societies: From Male Breadwinner to Dual-Earner Families*. Oxford: Oxford University Press.
- Brinton, Mary, 1993, *Women and the Economic Miracle: Gender and Work in Postwar Japan*. Berkeley, California: University of California Press.
- Brinton, Mary, Yean-Ju Lee and William L. Parish, 1995, "Married Women's Employment in Rapidly Industrializing Societies: Examples from East Asia," *American Journal of Sociology*, 100(5): 1099-1130.
- 原 俊輔・肥和野生子，1990，「性別役割意識と主婦の地位評価」岡本英雄・直井道子編『現代日本の階層構造④女性と社会階層』東京大学出版会，165-186。
- 樋口美雄，1995，「「専業主婦」保護政策の経済的帰結」八田達夫・八代尚弘編『「弱者」保護政策の経済分析』日本経済新聞社，185-219。
- 樋口美雄，2001，「家計は企業リストラにどう対応しようとしているのか——所得格差・消費行動・就業行動・能力開発の変化」樋口美雄編『雇用と失業の経済学』日本経済新聞社，155-196。
- 岩間暁子，2008a，『女性の就業と家族のゆくえ——格差社会のなかの変容』東京大学出版会。
- 岩間暁子，2008b，「既婚女性の就業行動に関する日韓比較」有田伸編『東アジアの階層ダイナミクス』2005年社会階層と社会移動調査報告書，157-179。
- 木村邦博，1998，「既婚女性の学歴・就業形態と性別役割分業意識」尾嶋史章編『ジェンダーと階層意識』1995年社会階層と社会移動全国調査報告書，23-48。
- 小原美紀，2001，「専業主婦は裕福な家庭の象徴か？——妻の就業と所得不平等に税制が与える影響」『日本労働研究雑誌』493 (August): 15-29。
- 厚生労働省，2008，『新待機児童ゼロ作戦について』（厚生労働省報道発表資料）。
- Lee, Yean-Ju and Shuichi Hirata, 2001, "Women, Work, and Marriage in Three East Asian Labor Markets: The Cases of Taiwan, Japan, and South Korea," Marry Brinton eds., *Women's Working Lives in East Asia*. Stanford: Stanford University Press, 96-124.
- 真鍋倫子，2004，「既婚女性の就労と世帯所得間格差のゆくえ」本田由紀編『女性の就業と親子関係——母親たちの階層戦略』勁草書房，21-36。
- 三隅一人，2008，「就業系列分岐のジェンダー構造——日韓比較のための基礎分析——」有田伸編『東アジアの階層ダイナミクス』2005年社会階層と社会移動調査報告書 157-179。
- 永瀬伸子，1997，「女性の就業選択——家庭内生産と労働供給」中馬宏之・駿河輝和編『雇用慣行の変化と女性労働』東京大学出版会，279-312。
- 内閣府，2006，『平成16年度版男女共同参画白書』。
- 小尾恵一郎，1980，『労働需給，経済学大辞典（第2版）II』熊谷尚夫・篠原三代平編集委員代表編，13-28。
- 大竹文雄，2000，「90年代の所得格差」『日本労働研究雑誌』480 (July): 2-11。

- 脇坂 明, 1990, 『会社型女性——昇進のネックとライフコースー』同文館.
 矢野眞和, 1995, 『生活時間の社会学——社会の時間・個人の時間』東京大学出版会.
 財務総合政策研究所, 2000, 『少子高齢化の進展と今後のわが国経済社会の展望研究報告書』.

【韓国語文献】

- 김순영, 2005, 「비정규 노동시장의 젠더 구조: 한인 비교를 중심으로」『여성과 사회』 16: 103-136. [Kim Sun-Young, 2005, 「非正規労働市場のジェンダー構造: 韓日比較を中心に」『女性と社会』 16: 103-136.]
 김우영, 2003, 「결혼과 출산을 중심으로 한 여성 취업률의 동태적 분석」『노동정책연구』 3(1): 67-101. [Kim Woo-Young, 2003, 「結婚と出産を中心とした女性就業率の動態的分析」『労働政策研究』 3(1): 67-101.]
 김지경·조유현, 2001, 「기혼여성의 노동 공급 결정요인에 관한 연구」『대한가정학회지』 39(2): 15-24. [Kim Ji-kyung·Cho Yu-hyun, 2001, 「既婚女性の労働供給決定要因に関する研究」『大韓家政学会誌』 39(2): 15-24.]
 김지경, 2004, 「젊은 기혼 여성의 출산 후 취업 연속성 결정요인」『대한가정학회지』 42(3): 91-104. [Kim Ji-kyung, 2004, 「若い既婚女性の出産後の就業連続性決定要因」『大韓家政学会誌』 42(3): 91-104.]
 서병선·임찬영, 2001, 「가계 생산과 기혼 여성의 노동 공급」『국제경제연구』 10(1): 141-167. [Seo Byung-seon·Lim Chan-yeong, 2001, 「家計生産と既婚女性の労働供給」『國際經濟研究』 10(1): 141-167.]
 성지미·차은영, 2001, 「세대 간 동거와 기혼 여성의 노동 공급」『노동경제논집』 24(1): 97-124. [Seong Ji-mi·Cha Eun-yeong, 2001, 「世代間同居と既婚女性の労働供給」『労働經濟論集』 24(1): 97-124.]
 심경옥, 1984, 「여성의 경제 활동 참가 요인 분석: 한국의 실증 분석 결과를 중심으로」『여성연구』 2(2): 72-100. [Shim Kyung-ok, 1984, 「女性の經濟活動參加要因分析: 韓国の実証分析結果を中心に」『女性研究』 2(2): 72-100.]
 이승렬·최광식, 2007, 「자영업 부문에 관한 한/일 비교연구」『노동정책연구』 7(4): 59-85. [Lee Seung-ryeol·Choi Kwang-sik, 2007, 「自営業に関する韓/日比較研究」『労働政策研究』 7(4): 59-85.]
 이현승, 1996, 「가족의 생애주기과 기혼 여성의 경제 활동」『한국사회학』 30 (겨울): 759-777. [Lee Hyun-seung, 1996, 「家族の生涯周期と既婚女性の經濟活動」『韓國社會學』 30 (冬): 759-777.]
 양승주, 1995, 「기혼 여성의 노동 공급 형태 분석」『한국인구학회지』 18(1): 41-62. [Yang Seung-ju, 1995, 「既婚女性の労働供給行態分析」『韓國人口學會誌』 18(1): 41-62.]
 여성부, 2001, 『한국 여성의 삶과 일에 대한 국민 체감의식 조사연구』. [韓國女性部, 2001, 『韓國女性の生活の仕事に対する国民体感意識調査研究』.]
 장지연, 2007, 「한국의 젠더 레짐과 일-가족 선택의 현실」『제 7 차 한-일 노동포럼 일과 가정의 양립: 한-일 양국의 주요 이슈와 정책 자료』 1-29. [Jang Ji-yeon, 2007, 「韓國のジェンダーレジムと仕事—家族選択の現実」『第7次韓—日労働フォーラム仕事と家庭の両立: 韓—日両国の主要イシューと政策資料』 1-29.]
 장지연·김지경, 2001, 「양육 형태와 비용이 기혼 여성의 취업 단결이 미치는 영향」『제 3 회 한국노동패널 학술대회 논문집』 365-388. [Jang Ji-yeon·Kim Ji-kyung, 2001, 「養育形態と費用が既婚女性の就業断切に及ぼす影響」『第3回韓国労働パネル學術大會論文集』 365-388.]
 한국여성정책연구원, 2007, 『여성통계연보』. [韓國女性政策研究院, 2007, 『女性統計年報』.]
 황수경, 2002, 「기혼 여성의 경제 활동 참여에 관한 연구」『한국노동패널조사 워킹페이퍼』 한국노동연구원, 1-47. [Hwang Su-kyung, 2002, 「既婚女性の經濟活動參與に関する研究」『韓國労働パネル調査ワーキング・ペーパー』 韓國労働研究院, 1-47.]